

諮問第1号

芝山文化センター使用承認申請却下の処分に係る審査請求について

公の施設を利用する権利に関する処分に対する審査請求がされたので、別紙の裁決書(案)のとおり裁決することについて、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の4第2項の規定により諮問する。

令和4年2月16日提出

芝山町長 麻生 孝之